

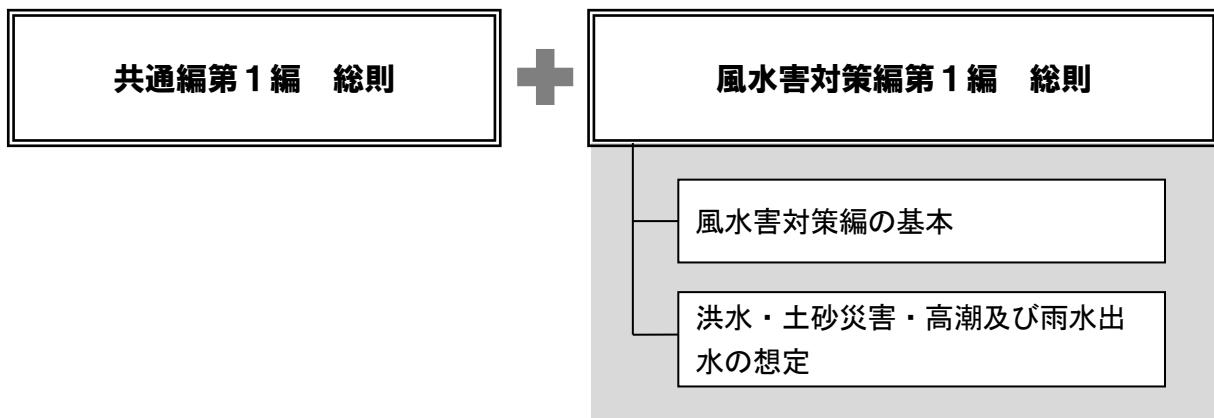
風水害対策編

第1編 総　則

第1章 風水害対策編の基本

市防災計画「風水害対策編」は、風水害への対策に特化した計画書であり、風水害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として踏まえるべき総則事項は、共通編第1編「総則」によることを基本とし、そのほかに、風水害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 洪水・土砂災害・高潮及び雨水出水の想定

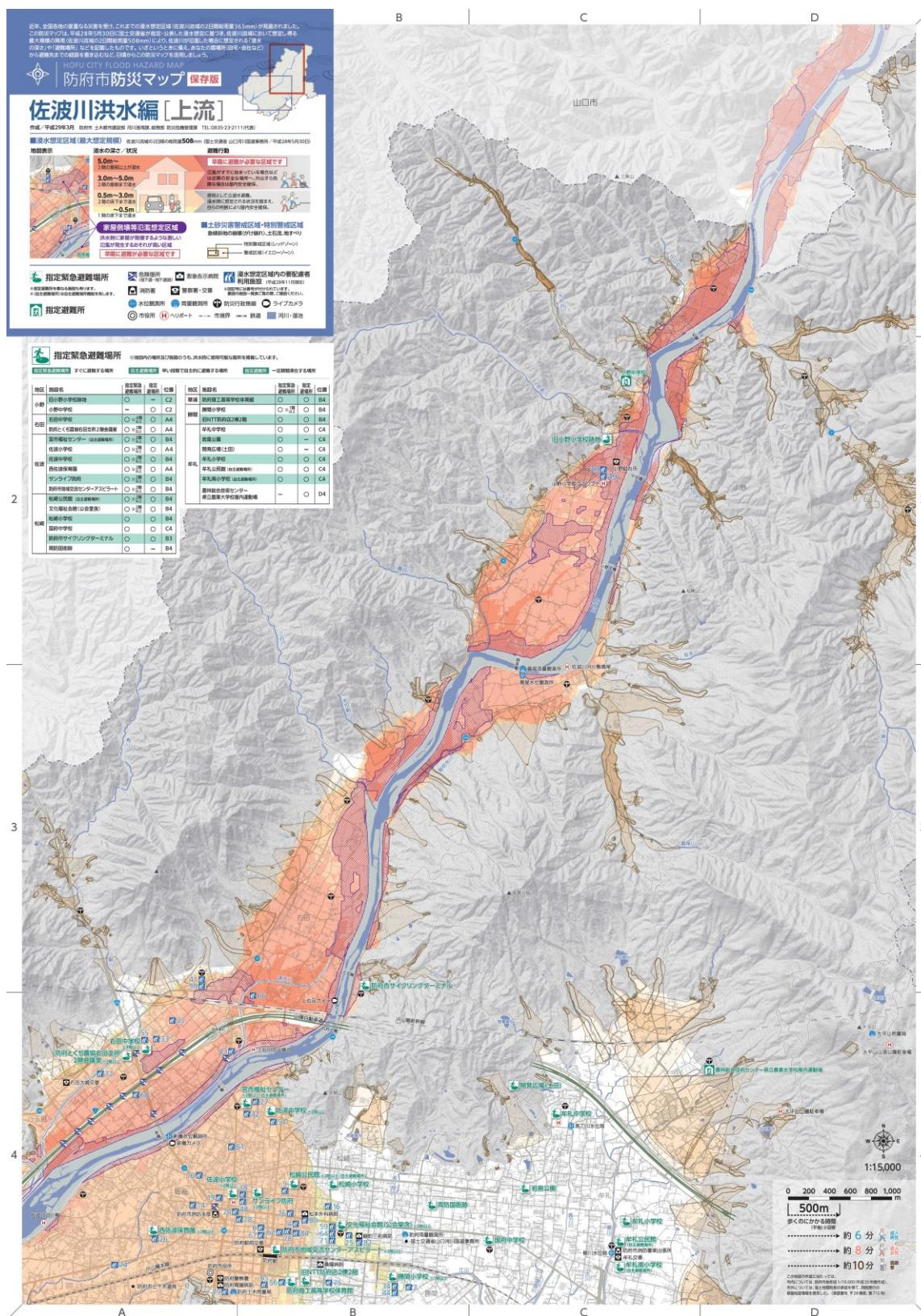
第1節 洪水浸水想定

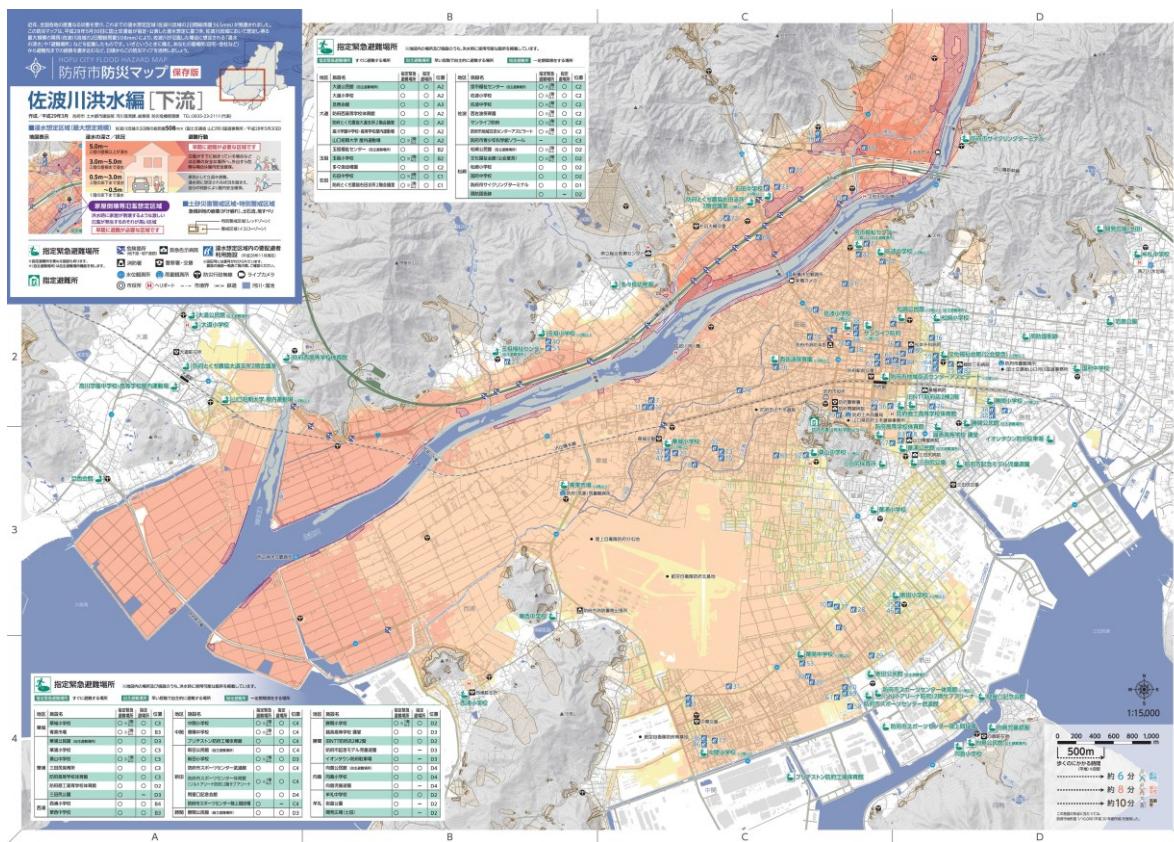
第1項 佐波川

国土交通大臣は、水防法第10条の規定による洪水予報河川として、佐波川（延長27,870m）を指定している。平成27年5月の水防法の改正により、想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当したもの（以下「想定最大規模降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（以下「洪水浸水想定区域」という。）の指定等が規定された。

法改正に伴い、国土交通省は、平成28年5月30日に佐波川水系における想定最大規模降雨（2日間総雨量508mm）による洪水浸水想定区域等を公表し、市では防災マップ（佐波川洪水編）を作成し、全戸に配布している。

なお、詳細については、防災マップ（佐波川洪水編）を参照のこと。



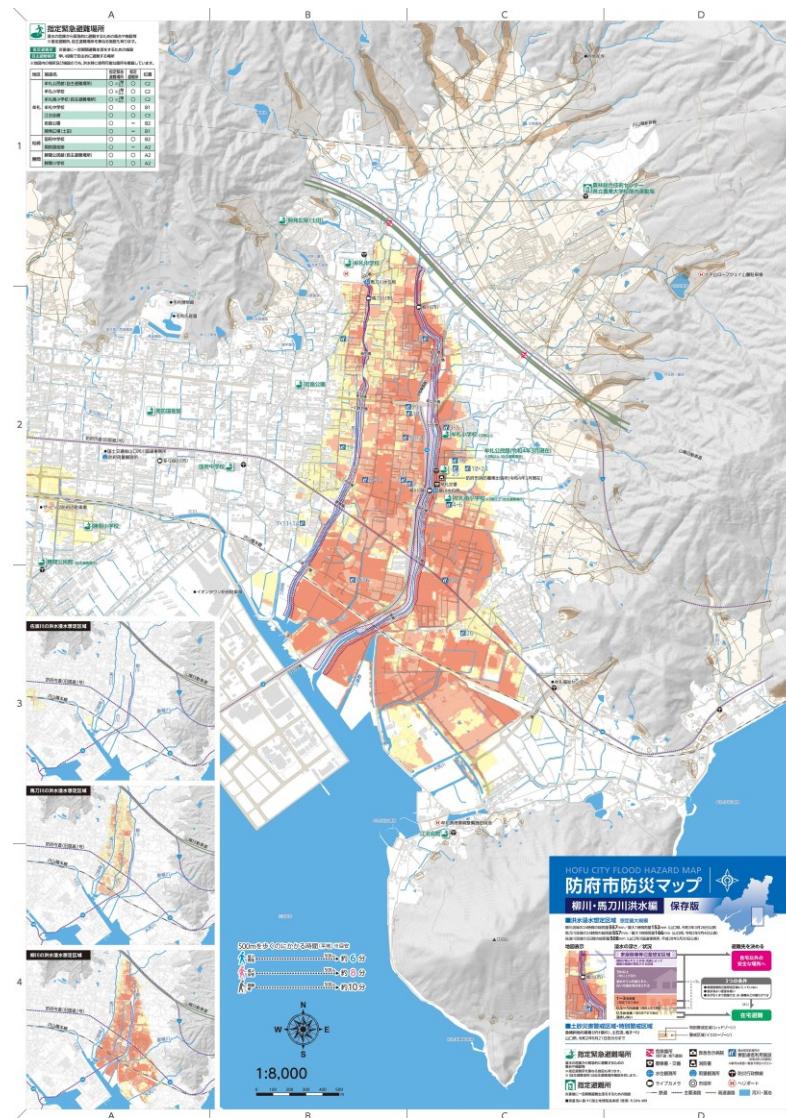


第2項 柳川・馬刀川

県知事は、水防法第13条の規定による水位周知河川として、柳川（延長2,800m）及び馬刀川（延長2,100m）を指定している。

平成27年5月の水防法の改正に伴い、山口県は、馬刀川水系における想定最大規模降雨（24時間の総雨量557mm/1時間最大雨量166mm）及び柳川水系における想定最大規模降雨（24時間の総雨量557mm/1時間最大雨量152mm）による洪水浸水想定区域等をそれぞれ令和2年9月4日、令和3年3月26日に公表し、市では防災マップ（柳川・馬刀川洪水編）を作成し、地域住民に配付している。

なお、詳細については、ハザードマップ（柳川・馬刀川洪水編）を参照のこと。



第3項 中小河川

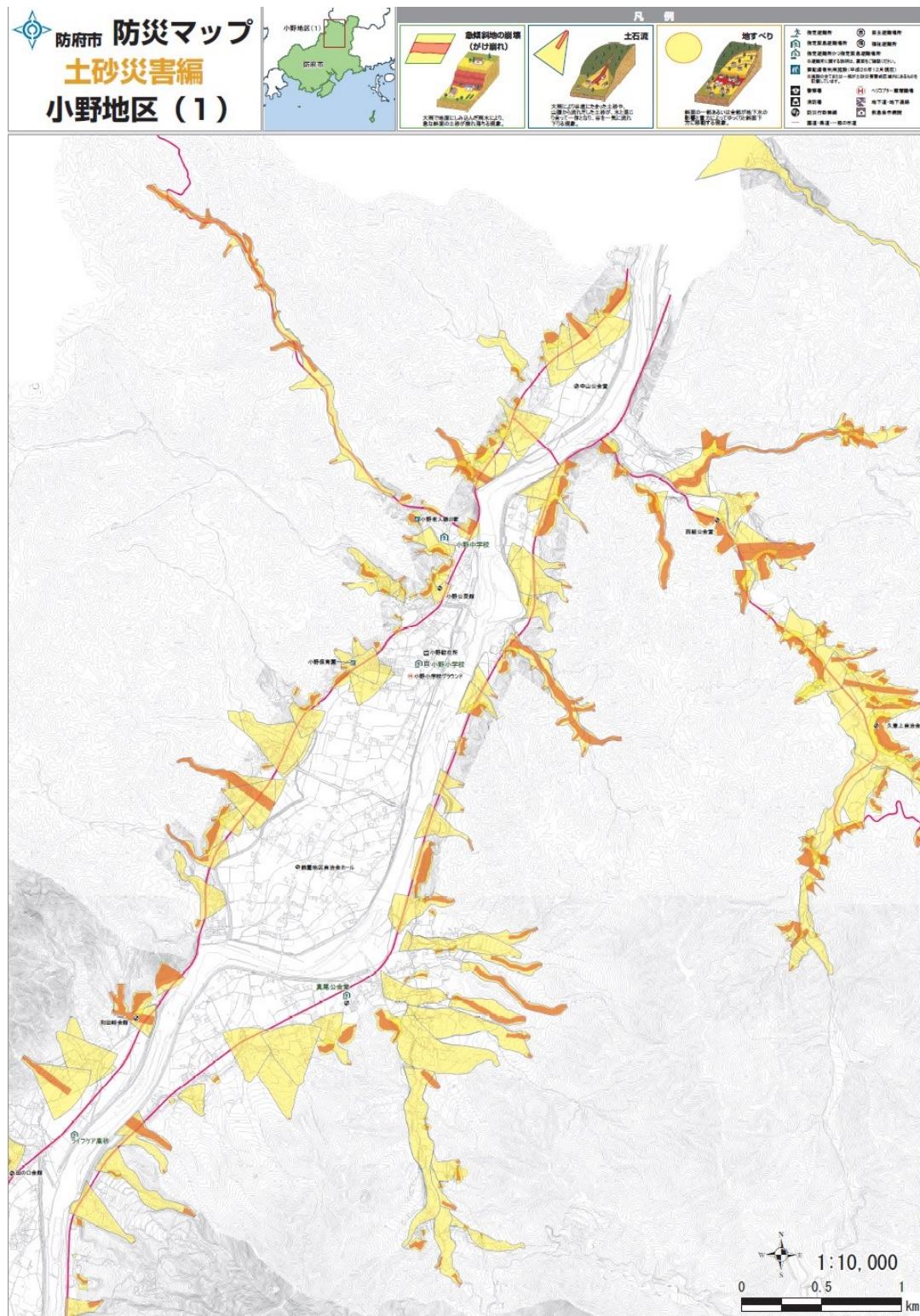
市は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない市の区域内に存する中小河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知するものとする。

- ◆ 市は、河川管理者からの情報提供・助言を受けつつ浸水実績等の調査・把握を行い、浸水実績等を活用して水害リスク情報を周知する。
- ◆ 新たな浸水実績に係る情報が得られた場合など、必要に応じて、周知内容の追加・見直しを行う。
- ◆ 浸水実績の把握においては、できる限り主要な洪水時のものを採用したり、極めて局所的かつ小規模な浸水実績等を排除したりするなど、適切な取捨選択を行う。
- ◆ 住民等への印刷物の配布、インターネットによる公表、イベント等を通じた広報などにより継続的かつ幅広く周知を行う。

第2節 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

県知事は、土砂災害防止法に基づき、平成26年6月に土砂災害警戒区域の再指定をし、新たに土砂災害特別警戒区域を指定した。市は、それに基づき、防災マップ（土砂災害編）を作成し、全世帯に配布している。

詳細については、防災マップ（土砂災害編）を参照のこと。

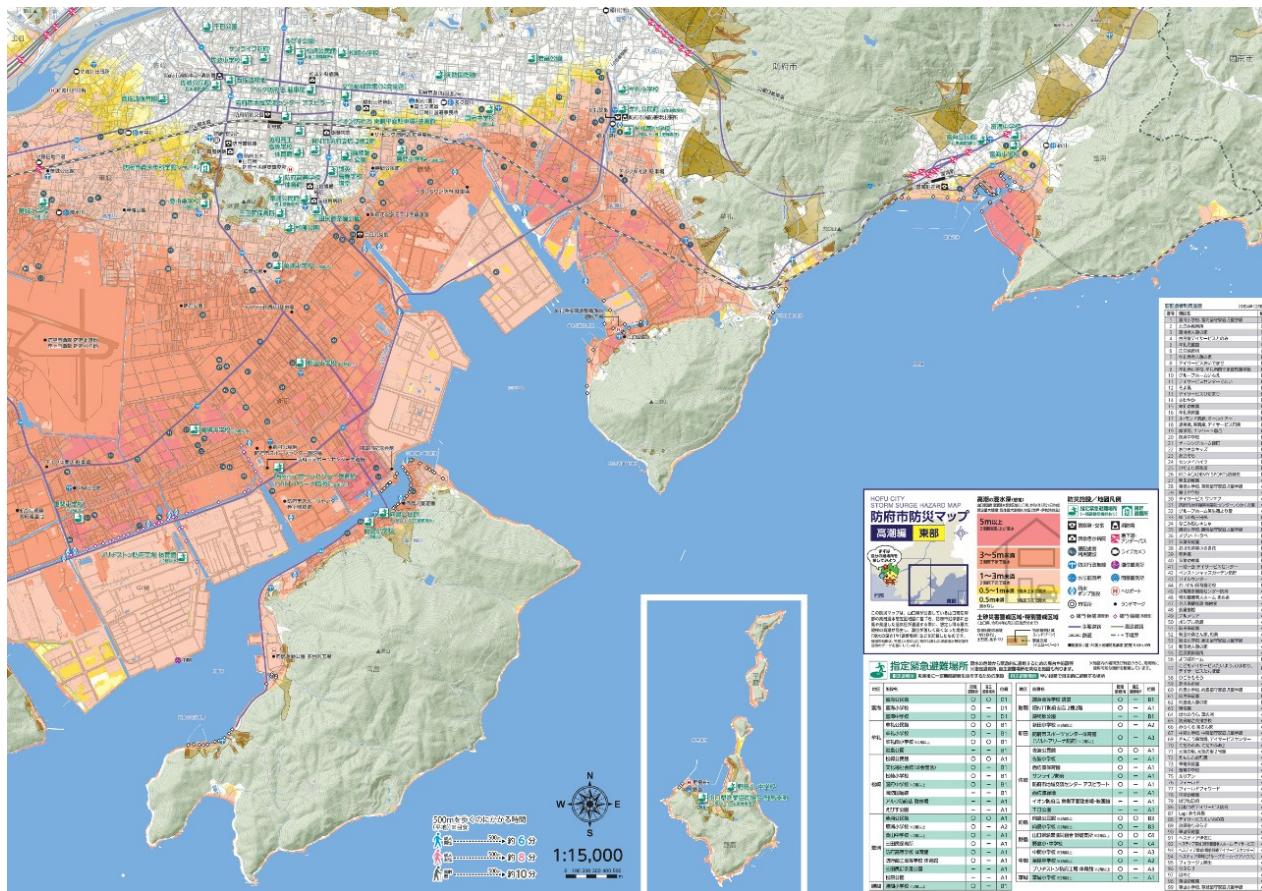


第3節 高潮浸水想定

県知事は、水位周知海岸として山口南沿岸防府市地先海岸の81,771mを指定している。

平成27年5月の水防法の改正に伴い、令和4年5月26日に県知事は想定しうる最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を指定した。市は、それに基づき防災マップ（高潮編）を作成し、全世帯へ配布している。

詳細については、防災マップ（高潮編）を参照のこと。



資料編 [災害危険区域]

- 2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧
- 6-1-1 水防警報区域一覧
- 6-1-2 災害による孤立危険区域
- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

第4節 雨水出水浸水想定

平成27年5月の水防法の改正により、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できない出水のことを「雨水出水」と定義された。

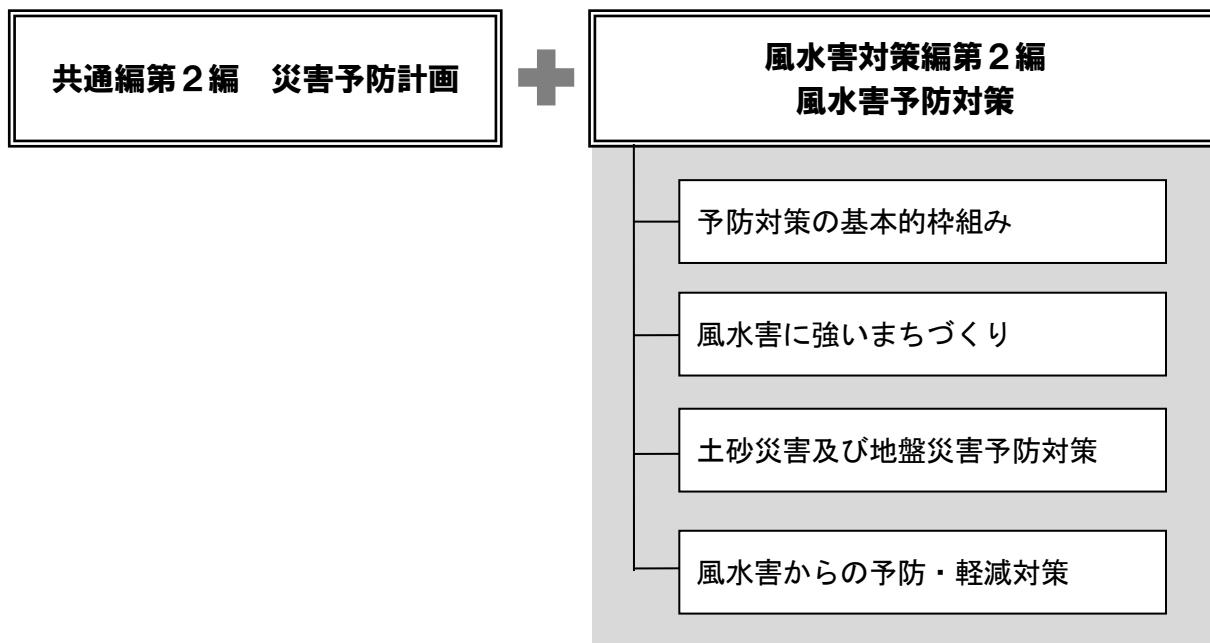
市では、同法第13条の2による施設の指定等をしていないが、今後施設の指定等をした場合は、同法第14条の2による雨水出水浸水想定区域を公表するとともに、避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を記載した防災マップ（雨水出水編）の作成・配布をする。

第2編 風水害予防対策

第1章 予防対策の基本的枠組み

市防災計画「風水害対策編」は、風水害への対策に特化した計画書であり、風水害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、風水害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な予防対策の実施を目指すものである。



第2章 風水害に強いまちづくり

第1節 風水害に備えた市街地の整備

主な担当関係部署：都市計画課、道路課、河川港湾課、上下水道局

主な担当関係機関：防府土木建築事務所

大雨、洪水、高潮等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、計画的に水害に備えた市街地の整備を推進する。

現状と課題

都市化の進展に伴い、これまで緑地や田畠などが持っていた保水・遊水機能が低下し、一時的な集中豪雨などによる出水の危険性が高まっている。

このため、排水路及び側溝等の整備をはじめ、各地域それぞれの立地条件等を考慮し、総合的な水害に備えた市街地の整備を図る。

基本方針

○県及び国と連携し、風水害に強い市街地の整備を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 風水害に強い市街地の整備

1 排水路、側溝等の整備

市が管理する排水路、側溝等について、雨水流下能力を確保するため、改修及び除草、浚渫等を計画的に実施し、機能管理に努める。

【達成目標】

○市の管理する排水路、側溝等の整備状況を把握し、機能保全のための管理計画を作成する。

第2節 治水対策の推進

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、上下水道局

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、県、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、下関地方気象台

大雨、洪水、高潮等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、様々な治水対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業を推進する。

現状と課題

■河川

市内の1・2級河川は、国・県の管理による総合的な改良整備が進められている。また、準用河川は市が指定して管理しており、毎年河川改修を行っているものの、進捗率は低い。

■海岸

防府市の海岸には、重要港湾の三田尻中関港があり、岸壁の耐震化等も行われている。

■低（湿）地

市街化、宅地化が進み土地利用が変化したことに伴い、その地域では在来水路の断面不足に加えて雨水の流出、雨水の浸透及び貯留能力の減少等によって雨水流出量が著しく増大するため、大雨時には排水不良地域を生じている。

■ため池

ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもあり、危険度は年々高まっており、危険ため池の指定などを行っている。

基本方針

○県及び国と連携し、治水事業を推進し、危険地区の解消に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 河川

国・県管理の河川については、河川護岸改修等の早急な対応を関係機関に要請する。準用河川は、危険性の高いところから順次計画的に整備を進める。

河川事業	◆ 災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。
治水事業	◆ 危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進する。 ◆ 洪水の調整を図り流域の安全を確保するため、河川の改修、河川高潮対策事業などを促進する。 ◆ 急速に発達する市街地及びその周辺地域における河川の整備を図る。
その他	◆ 水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適正利用、骨材採取の規制など、河川管理の適正化を図り、水害に備え水防体制の強化を

	図る。
--	-----

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-1 水防警報区域一覧
- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

【達成目標】

- 危険性の高いところから順次計画的に整備を進める。

1 大規模氾濫減災協議会

国及び県は、水防法第15条の9及び同条の10の規定に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織する。また、市及び下関地方気象台は大規模氾濫減災協議会に参画する。

大規模氾濫減災対策協議会は、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるため、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について関係者が協議し、取組方針として取りまとめる。

国、県、市等は、水防法第15条の9第3項及び同条の10第3項の規定に基づき、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針を尊重し、その取組を推進する。

(1) 国管理河川

名称	佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会
根拠法令	水防法第15条の9
構成員	山口市長、周南市長、防府市長、山口県土木建築部長、山口県総務部理事（危機管理担当）、下関地方気象台長、中国地方整備局山口河川国道事務所長
目標	「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組 ・地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動 ・長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策
毎年出水期前に協議会を開催し取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行い、水防災意識を高めていく。	

(2) 山口県管理河川

名称	防府地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
根拠法令	水防法第15条の10
構成員	防府市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事（危機管理担当）、山口県土木建築部防府土木建築事務所長
目標	「逃げ遅れゼロ」
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、避難等に関する取組 ・効果的な水防活動に向けた取組 ・住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組
毎年出水期前に協議会を開催し取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行い、水防災意識を高めていく。	

第2項 海岸

県と連携し、引き続き高潮対策としての整備を推進し、孤立危険地区の解消に努める。

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-2 災害による孤立危険区域
- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

第3項 低（湿）地

河川の整備を推進するとともに、市街地の浸水防除を図るために、公共下水道事業などの排水施設整備事業を推進する。

低（湿）地地域における農地についても湛水を防除するため、排水路及び排水機の新設等を行い排水能力の増加を図る。

あわせて、流域から一挙に大量の雨水が低（湿）地に流入することを抑制する対策が必要であり、平成26年度から雨水貯留浸透施設設置に対して助成制度を導入するなど、市民に対し雨水貯留・浸透に対して協力をお願いしている。長期的に続けることにより土地の雨水貯留・浸透能力を高める。

また、河川、側溝、排水路等は、一体となり排水するため、低（湿）地に対する計画・事業に当たっては、関係機関相互で調整を図り、事業の推進を行うこととし、併せて現在、保水・遊水機能をもっている地域については、その機能が損なわれることのないよう努める。

【達成目標】

- 雨水貯留浸透に対する助成を継続することにより、雨水の浸透及び貯留能力の向上を図る。
- 湛水被害等の災害の解消に向けて、農業用施設等の整備を実施する。

第4項 ため池

定期的にため池の調査を行い、老朽化したため池については整備を推進する。

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。このため、老朽ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理と併せ、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

【達成目標】

- 危険ため池等に対する防災・減災対策事業を実施する。

第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策

第1節 土砂災害の予防

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

土地の状況や、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため必要な対策及び事前措置の的確な実施に向け、県と連携してあらかじめ調査を行い、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく。

現状と課題

本市においては、総面積の約5割を森林が占め、たびたび風水害による被害が発生している。また、急峻な地形が多くみられ、地質的にも風化した花崗岩に広く覆われているため、土石流の発生、地すべり及び急傾斜地崩壊の危険性も高い。

このため、下記の危険区域が指定されており、人家、公共施設等に近接する危険区域について、市民の安全を確保するための対策を講じる必要がある。

- ◆ 山地災害危険地区
- ◆ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

基本方針

- 県事業と連携し、市の受け持つ工事等の整備に協力していく。
- 土砂災害予防対策の整備事業について、緊急度の高い地区を優先的に要望していく。

具体的な取組と達成目標

第1項 山地災害危険地区対策

1 山地災害危険地区的調査

山腹崩壊、土石流、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地区の周知等の措置を講ずる。

林業については、経営意欲の減退により労働力の不足と高齢化の問題が一層厳しさを増している

が、森林は防災、水源かん養といった保安機能の面でも重要であり、引き続き山林の整備に努めるとともに、山地災害危険地区の工事の実施を県に要請していく。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する地理情報システム（森林G I S）の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての必要に応じた上流域の森林の保安林指定や治山施設設置の検討、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどを、市、県、地域住民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

資料編 [災害危険区域]

- 6-1-3 重要水防箇所及び避難場所

【達成目標】

- 土砂災害警戒区域等の指定地域を中心に、山林の整備を推進する。
- 人家・公共施設等に隣接する山地について、関係機関と連携し、危険地区の周知を図る。
- 災害危険区域については、順次見直しを行い緊急性の高い箇所は整備を要望していく。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

土石流危険渓流等の土砂等の堆積等により、渓流、河川又はその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定するよう県に要請を行う。

2 土石流対策の実施

局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いをみせており、その効果から見ても、予防事業の強化が望まれる。

土石流の発生により甚大な被害のおそれのある危険区域を重点的に取り上げ、えん堤工等の整備を推進する。また、土石流が発生した箇所については災害発生後速やかに緊急点検を行い、危険度の高い箇所については、早急に対策工事を実施する。

また、砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃渓流における砂防えん堤・渓流保全工事等の砂防設備の整備について、危険度の高い地区から順次実施していくよう県に要請を行っていく。

【達成目標】

- 県事業の流末工など市の受け持つ部分に協力していく。
- 砂防指定地とすべき地区の実態調査を行い、順次見直しを行い、県に対し指定の要請を行う。
- 砂防えん堤、渓流保全整備事業として、緊急度の高い地区を優先的に要望していく。

第3項 地すべり予防対策

1 地すべり防止区域の指定

市は、地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものについて、県に地すべり防止区域の指定を要請する。

2 地すべり防止対策の実施

県は、地すべり防止区域内において、切土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工事等の地すべり防止施設の整備を推進する。また、局地的集中豪雨による被害傾向は、地すべり発生により被害規模も大きくなることからも、本事業については特に推進強化を図る。

資料編【災害危険区域】

- 6-1-4 地すべり防止区域

【達成目標】

- 県事業の流末工など市の受け持つ部分に協力していく。
- 地すべり防止区域とすべき地区の実態調査を行い、県へ指定を要請する。
- 危険区域については順次見直しを行い、緊急性の高い箇所は整備を要望していく。

第4項 がけ崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住者に危害が生じる区域を急傾斜地崩壊危険区域の指定を県に働きかけるとともに、危険度の把握のため、定期的な調査点検を実施する。

2 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。崩壊危険度の高いものから法に基づく区域指定を行い、防止工事については、被害対象規模の大きいものから緊急度に応じて県に対し、重点的に実施するよう要望していく。

被害対象規模の小さいものについても、危険度の高いものについては県費助成事業として実施するよう要請し、がけ崩れ災害防止の万全を期していく。

【達成目標】

- 県事業の流末工など市の受け持つ部分に協力していく。
- 急傾斜地崩壊危険区域とすべき地区の実態調査を行い、県へ指定を要請する。
- 危険区域については順次見直しを行い、緊急性の高い箇所は整備を要望していく。

資料編【災害危険区域】

- 2-13-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

第5項 土砂災害警戒区域等に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域、避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の提供に努める。

資料編【災害危険区域】

- 2-13-2 土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧

【達成目標】

- 土砂災害警戒区域等の住民への啓発のため、講演会等を開催する。
- 気象情報の収集、避難、近所同士での安否確認等を盛り込んだ訓練を実施する。

第6項 斜面判定士の養成

震災後の土石流、地すべり及びかけ崩れの危険度を判定する技術者を、県等が実施する講習会等を通じて養成する。

【達成目標】

- 斜面判定士の登録及び研修への参加を、県等が実施する講習会等を通じて促進する。

第2節 地盤災害の予防

主な担当関係部署：都市計画課、開発建築指導課

宅地造成工事に一定の技術的基準を確保するとともに、災害の防止のために必要な規制を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。

現状と課題

地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かな対策を進める必要がある。

基本方針

- 軟弱地盤対策として、開発事業者に対し、必要な対策を実施するよう指導する。
- 宅地造成地開発は、改良工事の実施を前提とするよう指導を強化する。

具体的な取組と達成目標

造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけ、指導援助を行うなどして、災害の防除に努める。

災害危険度の高い区域	◆ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、原則として開発計画を認めない。
人工崖面の安全措置	◆ 宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。
軟弱地盤の改良	◆ 宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。

【達成目標】

- 災害危険度の高い区域等においては、梅雨期や台風期前の巡視強化を図る。

第3節 災害危険区域の設定及び周知

主な担当関係部署：農林漁港整備課、道路課、河川港湾課、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

河川、海岸その他の土地の状況や、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために必要な対策及び事前措置の的確な実施に向け、県と連携しあらかじめ調査を行い、その実態を把握するとともに、危険区域として設定し、周知徹底を図る。

現状と課題

災害危険区域の設定については、洪水、高潮のハザードマップや土砂災害警戒区域等の見直しに伴う防災マップ（土砂災害編）の作成をしている。

また、現在、防災マップ（危険ため池編）の作成に向け、危険ため池等防災マップ緊急整備支援事業を実施中である。

基本方針

- 県と連携して調査を推進し、災害危険区域の定期的な見直しを行い、防災マップの更新を図る。
- 関係機関や自治会と協力し、危険箇所に隣接する住民に対し、情報の収集・取得や避難の判断に関する講習会等を開催する。

具体的な取組と達成目標

市における災害危険区域としては、以下の区分について、設定の基準が設けられている。今後も、県と連携しつつ、順次調査を行い、災害に対する危険を把握するとともに、危険区域として設定し、市民への周知を図っていく。危険箇所に隣接する居住地区については、危険を予測し自らの命を守るために講習会等を開催し、防災力の向上を図る。

なお、設定基準の詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 河川海岸関係
- ◆ 漁港区域関係
- ◆ 地すべり危険箇所
- ◆ 危険ため池
- ◆ 山地災害危険地区
- ◆ 砂防指定地
- ◆ 急傾斜地崩壊危険区域
- ◆ 道路橋りょう部事前規制区間
- ◆ 災害による孤立危険地区
- ◆ 土砂災害警戒区域
- ◆ 土砂災害特別警戒区域

資料編 [警戒区域の設定]

- 6-2-1 災害危険区域の設定基準

【達成目標】

- | |
|---------------------------------|
| ○順次災害危険区域の見直しを行うとともに、市民への周知を図る。 |
|---------------------------------|

第4章 風水害からの予防・軽減対策

第1節 防災パトロールの実施

主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、都市計画課、消防本部、上下水道局、防災危機管理課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、防府警察署

市内の各地は、気象による様々な自然災害など、多様な災害発生原因を内包している。

これら災害の危険な状況に対処し、地域の特性と実態を把握するとともに、被害の未然防止と拡大防止及び応急措置の適切な実施を図るため、市、県及び防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行う。

現状と課題

市では、国土交通省と共に佐波川河川敷緑地の防災パトロールを出水期前に実施するなど、県及び防災関係機関と連携して危険箇所の異常を早期に把握できるよう取り組んでいるが、予測困難な災害に対応するためには、通常の維持管理における防災視点のパトロールが課題となる。

また、危険ため池等の防災パトロールの取組を行っており、地域の防災・減災力の向上に資するところである。

基本方針

○出水期前に行う佐波川の防災パトロールを継続実施するとともに、関係機関で協議し防災パトロールの強化を図る。

具体的な取組と達成目標

様々な災害危険に対処するため、地域の特性と実態の把握、被害の未然防止と拡大防止及び応急措置の適切な実施に向け、市、県及び防災関係機関が合同し、以下に示す要領にて総合的な現地調査を行う。

調査時期	◆ 每年、必要に応じて県及び防災関係機関と協議のうえ計画的に実施する。
調査区域	◆ 市内の各分野における重要危険地区とする。
調査班の編成	◆ 市（調査対象区域の主管課、関係課及び防災危機管理課） ◆ 県 ◆ 市消防本部 ◆ 防府警察署 ◆ その他防災関係機関 (注) 調査地区の実状に応じ、前記機関の一部で班を編成するなど必要最小限の班編成とする。
調査の方法	◆ 市、県及び防災関係機関が把握している危険区域並びに新たな危険が予想される区域を調査する。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査事項は、各参加機関で検討・協議して定める。 ◆ 調査結果は、現地において意見を調整する。
調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、河川、橋りょう、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画 ◆ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画 ◆ 洪水、高潮及び津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画 ◆ 出水期前の佐波川合同巡視 ◆ 孤立予想地区の現況とその対策 ◆ ヘリポート適地の確認 ◆ 避難場所等の確認 ◆ 応急対策用資機材の備蓄状況 ◆ 局地の気象（危険事態発生の要件となる基準事項の調査。） ◆ 各種観測施設設備の状況 ◆ 過去の災害発生状況
結果の取りまとめ及び公表	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、調査結果をとりまとめ、県、防災関係機関及び市民に対し公表する。

【達成目標】

- 合同調査や巡視等により、リスク情報の共有を図る。

第2節 水防用資機材の整備

主な担当関係部署：河川港湾課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

迅速で適切な水防活動を実施するため、水防用資機材の備蓄・整備に努める。

現状と課題

国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所及び市では、水防活動に必要な資機材等の備蓄・整備を進めており、今後も引き続き備蓄・整備を行っていく必要がある。

基本方針

○水防用資機材の備蓄・整備を進める。

具体的な取組と達成目標

市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材の備蓄・整備及び点検を行う。また、国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所及び市で備蓄している水防資機材について、情報共有及び相互支援方法の確認を進めていく。

なお、水防用輸送設備、備蓄器具、資機材等に関する詳細は、防府市水防計画を参照のこと。

【達成目標】

○水防用資機材の点検・整備を毎年定期的に実施し、使用可能な状態を維持する。

第3節 排水対策

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、上下水道局

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所

平成28年5月30日に国土交通省が公表した佐波川の想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定の浸水継続時間を考慮した排水対策を考えておく。

現状と課題

国土交通省山口河川国道事務所は、想定最大規模降雨に伴う浸水想定区域の浸水継続時間を公表している。市はポンプ場の簡易な浸水対策を行うとともに、早期の排水対策を実施するため、関係機関で協議し、排水計画を作成する必要がある。

基本方針

○関係機関で連携し、想定最大規模降雨に伴う佐波川の排水計画を作成する。

具体的な取組と達成目標

想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域や浸水時間を踏まえ、市は土のうの設置などポンプ場の簡易な浸水対策を進める。また、排水機場への燃料の確保ルートや早期機能回復に向けた排水ポンプ車等の配置計画などを含んだ排水計画を作成する。

【達成目標】

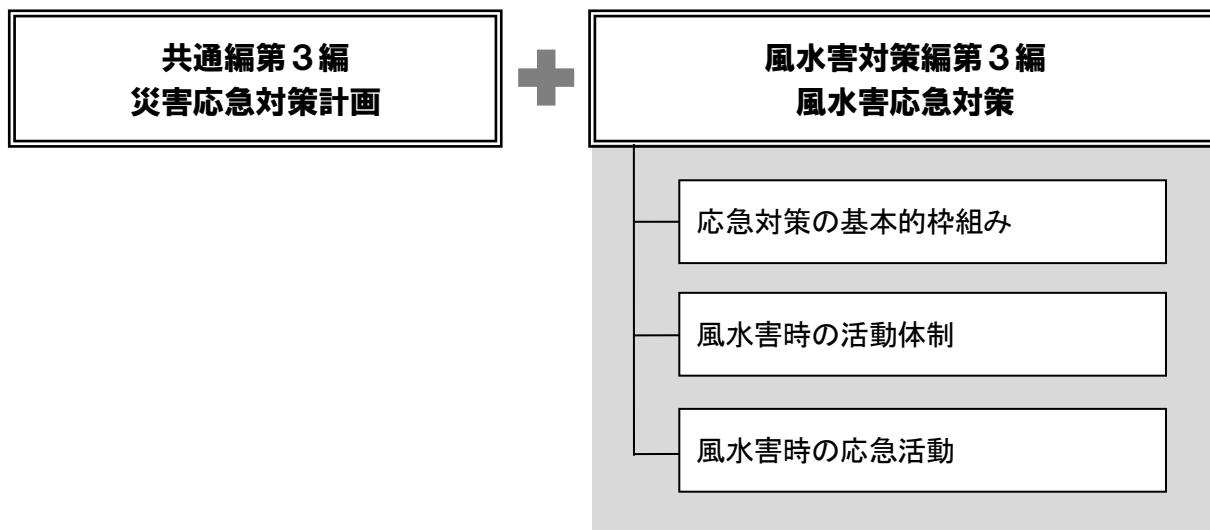
○災害に備え関係機関で連携し排水計画を作成する。

第3編 風水害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「風水害対策編」は、風水害への対策に特化した計画書であり、風水害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」及び「防府市水防計画」によることを基本とし、そのほかに、風水害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 風水害時の活動体制

第1節 活動体制の確保

主な担当関係部署：各課共通

市域に風水害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、法令及び本計画の定めるところにより県及び防災関係機関の応援・協力を得て災害応急対策を実施するための活動体制を決定し、確保する。

活動方針

- 気象状況及び災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備体制を決定する。
- 決定した配備体制を伝達し、定められた要員に動員を指示する。
- 必要に応じ他の部へ応援を要請し、要員の調整を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	配備体制の決定							
2	体制の確保							

具体的な活動内容

第1項 配備体制の決定

風水害時には、以下の基準により、活動体制を確立する。

ただし、水防非常体制（水防本部設置時）は、防府市水防計画による。

種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部
第1警戒体制	◆ 市内に大雨、洪水、高潮注意報のうち一以上が発表されたとき。	◆ あらかじめ決められた関係課職員を配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。	未設置
第2警戒体制	◆ 市内に大雨、洪水、高潮、波浪、暴風、暴風雪大雪警報のうち一以上が発表されたとき。	◆ 災害応急対策に關係ある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い随時関係職員の増員を行い、直ちに第1非常体制に移行し得る体制とする。	
水防非常体制	◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル3相当以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。 ◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想されるとき。 ◆ 高潮による被害が予想されるとき。	◆ 防府市水防計画による水防本部設置体制	
第1非常体制	◆ 水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき。 ◆ 防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ◆ 台風が防府市に上陸すると予想されているとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置
第2非常体制	◆ 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき。 ◆ 市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	

第2項 体制の確保

1 動員要請

各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、危機管理監（危機管理監に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。

勤務時間内	市メールサービス（職員向け）、庁内放送、電話、市防災行政無線等
勤務時間外	一般加入電話、携帯電話、市メールサービス（職員向け）等、考え得る伝達手段を駆使し、各部課ごとに伝達する。

勤務時間内における場合及び勤務時間外における場合の決定及び伝達系統は、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 3-1-3 配備体制の伝達系統（勤務時間内、勤務時間外）

2 動員

配備体制に応じて、あらかじめ定められた要員を動員する。詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 2-3-1 防府市の動員配備

第3章 風水害時の応急活動

第1節 警報等の伝達

主な担当関係部署：各課共通

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能であることから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

活動方針

○気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を、関係機関及び市民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	特別警報、警報等の伝達							
2	気象の予報等の伝達							
3	水防警報等の伝達							

具体的な活動内容

第1項 特別警報、警報等の伝達

市は、県及び防災関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災、避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、関係機関、市民等に周知する。

なお、特別警報、警報等の種類と防府市における発表基準は、資料編のとおりとする。

資料編 [気象情報等]

- 3-4-1 気象警報等の種類と発表基準

第2項 気象の予報等の伝達

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報について、市は、県及び防災関係機関から伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災、避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、関係機関、市民等に周知する。

土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県と下関地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ◆ 土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する。 ◆ 避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆ 市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、避難指示等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。
記録的短時間大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域名で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
火災警報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災警報は、下関地方気象台からの情報（火災気象通報）に基づく気象の状況、市域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、市長が消防法に基づき、一般市民の火災に対する警戒心を喚起するために発表する警報。

第3項 洪水予報、水防警報等の情報の把握

洪水予報は、水防法第10条の規定に基づき、国土交通大臣が指定した河川（佐波川）において、洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通省（中国地方整備局）と気象庁（下関地方気象台）が共同で発表するものである。また、水防警報は、水防法第16条の規定に基づき国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定した河川・湖沼・海岸において、洪水又は高潮によって災害の発生のおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

なお、詳細については、防府市水防計画を参照のこと。

第2節 避難指示等の発令

主な関係法令：災害対策基本法第56条第1項・第2項、第60条、第61条の2、第63条

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、地域振興課（出張所班）

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、自衛隊
県、防府警察署

市長は、市民の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認めるときは、避難指示等を発令する。その際、避難行動要支援者等、要配慮者への避難指示等の伝達については、特に留意する。

活動方針

- 市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な避難指示等を発令する。
- 洪水による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者、避難行動要支援者等に特に配慮し、避難指示等を発令する。
- 避難指示等を発令した場合は、速やかに県等の関係機関へ通知する。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難指示等の発令							

具体的な活動内容

第1項 避難指示等の発令

市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の実況値および水位予測値やダム放流量等の水防情報、土砂災害警戒情報などの下関地方気象台が発表する気象情報等、また危険度分布や流域雨量指標の予測値を活用し、市民に対する避難指示等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難指示等を発令する。

1 避難指示等の情報の種類

避難指示等の情報の種類については、共通編第3編第8章第1節第1項1「避難指示等の情報の種類」を参照のこと。

2 避難指示等の内容

避難指示等の内容については、共通編第3編第8章第1節第1項2「避難指示等の内容」を参照のこと。

3 避難指示等の発令時の留意事項

(1) 洪水浸水想定区域内の避難

洪水の際の避難は、洪水発生前に浸水想定区域外へ避難することが原則である。

しかし、短時間での大雨や夜間の決壊等、移動のための時間が十分確保できない状況では浸水想定区域外への避難は困難となるため、浸水のおそれのない高さへの避難を行うことを基本とする。

(2) 立退き避難、屋内安全確保の区別

避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するが、その際、対象地域において立退き避難が必要な場合と屋内安全確保が必要な場合の両者に対し、それぞれの避難行動を示す。

ただし、避難指示等は、立退き避難の区域と屋内安全確保の区域を別に示すものではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものであり、市民一人ひとりがどのような避難行動を必要とするかを明確に示す必要があることに留意する。

(3) 避難行動要支援者（要配慮者）の特性に考慮した避難

なお、避難指示等の発令は、立退き避難を前提とし、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。特に避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対しては、避難に時間がかかることから、十分に配慮した発令となるよう留意する。

4 ホットラインの活用

市長は、下関地方気象台、国土交通省や県等に対し、ホットラインの活用等により積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。

第3節 水防活動

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署

市長は水防管理者、市は水防管理団体として、河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮等による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減し、市民等の安全を確保するため、水防活動を実施する。

活動方針

- 関係機関と緊密に連携し、速やかに水防活動を開始し、円滑な活動実施に努める。
- 専門機関から気象予測等を入手し、危害の最小化に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 水防活動の実施							

具体的な活動内容

第1項 水防活動の実施

市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、県、警察署等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。水防本部又は災対本部が設置された際は、土木調査班の配置等により被害情報のとりまとめや現地調査等を実施する。

なお、水防活動は、「防府市水防計画」に基づいて実施する。

